

福岡地方裁判所委員会（第35回）議事概要

1 開催日時

平成25年11月21日（木）午後3時30分から午後5時00分まで

2 場所

福岡地方裁判所小会議室

3 出席者

（委員）

川口宰護委員長，瓦林達比古副委員長，青峰万里子委員，佐藤洋志委員，澤田知子委員，野田部哲也委員，長谷川彰委員，樋口公一委員，藤尾順司委員，宮崎優介委員，村山由香里委員，山之内紀行委員，結城剛行委員（委員は五十音順）

（福岡地方裁判所）

町田政弘事務局長，松岡俊二刑事首席書記官

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

古賀元成総務課長，坂梨浩二総務課課長補佐

4 議事（：委員長，：副委員長，：学識経験者委員，：法曹委員，：裁判所）

(1) 「裁判所における広報活動について」

（古賀元成総務課長から広報活動の現状等について説明後，広報活動のあり方について意見交換を行った。）

裁判所において広報活動をする目的は何ですか。広報活動を通じて，国民に裁判所のことをどのように感じてほしいと考えているのでしょうか。例えば，裁判所のことをもっと身近に感じてほしいのか，あるいは，子供たちに裁判所のことを知ってもらいたいということでしょうか。

裁判所の制度や仕組み，そして裁判手続等について，国民の方々に知っていただくことを目的としています。例えば，平成21年5月に施行された裁判員制度については，もっと皆さんに理解を深めていただき，安心して参加していただ

るように、それまで実施されてきた広報活動に加えて、裁判員制度の説明やPR、
手続の仕組みを正しく理解してもらうための広報活動も行いました。

一般人の立場でいうと、裁判所は裁判をするところという印象を持っていますが、
トラブルや悩みを抱えている方が自分はどのような裁判手続を利用することが
できるのかを知らないのではないかと感じています。もっと裁判所のことを広
く知ってもらって、トラブルや悩みを抱えている方にもっと裁判所を利用して
もらうというような目的を持った広報活動が必要ではないでしょうか。

裁判手続の利用案内については、窓口案内だけでなく、裁判所のウェブサイト
でも紹介しています。

一般の方が困ったときにどうすればよいのか、どこに相談すればよいのか、と
いった視点から案内した方がよいのではないのでしょうか。ウェブサイトで紹介し
ても、一般の方は、困った時しか見ることはないし、普段からアクセスするこ
とは少ないと思います。

裁判所では、裁判に関する手続案内はできますが、自分はどうしたらよいのか
などの法律相談については、公平中立性が求められる立場にあることから、裁判
所では対応することが難しく、話の内容が法律相談に関するものであれば、法テ
ラスや弁護士センターを案内することになります。

以前、テレビ放送で、小学生が裁判所の法廷で裁判官や弁護士などの役を演じ
て模擬裁判をしていたのを見たことがありました。このようなイベントは、非常
によいことだと思うのですが、どのようにすれば参加できるのでしょうか。募集
広告はしているのですか。

新聞やテレビ、自治体発行の広報紙に掲載してもらったり、案内チラシやポス
ターを公共機関等へ配布して募集しています。

広報紙は興味がある人しか見ないと思います。民間企業では、広報イベントの
募集チラシを小学校へ配布しているところもあります。

負担面を考慮して、現在では裁判所内で行う企画を中心に実施しているという

ことでしたが、裁判官等が外へ出る広報活動は、非常に良いと思います。

裁判員裁判が導入される際は、新たな制度が始まり、国民の方々に知っていただくために、裁判官や職員が積極的に外に出て出前講義を実施してきました。最近では、確かに外へ出る広報活動は少なくなっていますが、広報イベントを企画する際は、より多くの方に参加していただくことができるような工夫もしています。

裁判員裁判も大切だと思いますが、広報活動も地道に継続していく必要性が高いと思います。

裁判員制度を広く国民に受け入れてもらうためにも、裁判所や裁判の仕組みをきちんと理解してもらう必要があるので、広報活動は重要だと思います。

例えば、広報活動を専門とするポストを新設して、高校などの教育機関へ出向いて広報活動することはできないのですか。

当裁判所の総務課に広報を担当する係がありますが、裁判の傍聴や見学会を毎日のように受け入れている状況にありますので、外に出向くことは難しいのが現状です。

裁判所でツイッターやフェイスブックなどを利用して、軽い感じでブログを書くような広報活動はできないのでしょうか。裁判員裁判が始まってから裁判所もいくらかは身近に感じるようになってきていますが、多くの方にとっては、やはり裁判所は怖いところというイメージが強いと思います。裁判の結果次第では、社会や世界観を変えるきっかけとなるものもあり、様々な裁判が起きなければ世の中も変わらないと考えています。裁判所が果たすべき本来的な役割を知ってもらうためには、ウェブサイトだけでは、なかなか伝わらないのではないのでしょうか。

守秘義務の問題等もありますので、なかなか難しいのではないかと考えています。

報道関係者の立場からは、裁判所からは発信することができない情報を、どの

ように関わりながら情報発信していくかを考える必要があると考えています。

他の裁判所では、裁判官が新聞を通じてコラムを掲載したり、若い裁判官によるリレーコラムなどの広報活動をしている裁判所もあるようです。

弁護士の立場から言うと、弁護士の広報活動の目的は営業ですので、多くの方に来てくださいとPRできますが、裁判所の立場では、もっと多くの人に来てくださいとPRする訳にはいかないだろうと思います。しかし、これまで外へ出る広報活動をしてきたからこそ、実を結んでいることも多いと思います。それをやめたらどうなるのか、今が踏ん張りどころではないでしょうか。外国では、来庁者対応を専門とする裁判官を設置しているところもあります。予算上の問題もあると思いますが、検討の余地があるのではないのでしょうか。裁判官に限定せず、裁判所書記官から人材を育成してもよいのではないのでしょうか。裁判所は、予想以上に使い勝手が良いところであることをもっと広く知ってもらいたいと思います。また、マスコミ報道の関係では、裁判所が社会的に注目されている事件に関して判決するとすぐに報道され、事案によっては、判例として公開されることにもなりますので、裁判所においては、報道機関へ正確に情報が伝わるようお願いしたいと思います。

裁判所は、一般市民の生活から少し離れているからこそ、犯罪の抑止力が働いているものと思っています。広報活動との兼ね合いが難しいところです。

裁判員制度が定着しつつある今、広報活動を継続していくことは重要です。裁判官には声を掛けづらく、転勤もあってなかなか親しくなれないという印象がありますので、裁判官ではなく、総務課が市民との窓口となって、裁判所のことをもっと知ってもらうような活動を進めてはどうでしょうか。

法テラスの総務担当者としては、法テラスという機関は、利用者が来ないと商売になりません。しかし、広報活動の予算も少ないので、活動も自ずと制限されます。そのような中で、私は、月1、2回外に出向いて講演をしているのですが、一般の方からは、弁護士は敷居が高く、相談に行きたくないという印象をお持ち

の方が多いのが現実です。しかし、私が冗談を交えながら話すと、その場が和んで話を聞いてもらえるようになります。

裁判所の広報活動も目的を細かく設定して、小学生対象のイベントのようなマスコミ報道されやすい企画を継続した方が良いように思います。また、裁判所のことをもっと理解してもらうために、DVDやパンフレットを作成して、自治体や警察など、市民がよく訪れる機関へ備え置くことも効果的だと思います。

他の裁判所との間で相互に情報交換するなどして、広報活動に関する情報を収集する機会はないのですか。本庁だけでなく、福岡県内の他の支部でも広報イベントは開催されているのですか。

他の裁判所の活動状況については、広報担当者による協議会を開催するなどして情報共有しています。また、管内支部でも大規模なイベントではないものの、各支部の実情に応じて、傍聴見学等を随時受け入れています。

小学生対象の広報イベントは、毎年好評を得ていますが、広報活動の専門家はおらず、予算も少ないながらも、数か月の準備期間を経て開催しており、相当の労力を費やしているのが現状です。

裁判所における広報テーマはあるのですか。それは、裁判所のウェブサイトにも掲載されているのでしょうか。

最高裁判所において、毎月広報テーマが設定されています。今月の広報テーマは、裁判員候補者名簿記載通知に関するもので、ウェブサイトでも紹介しています。

広報テーマの用語が難しすぎて、聞いただけでも見たくない感じを受けます。

裁判所見学については、申し込んできた人について対応するだけでよいのでしょうか。ただ、申込みを待つだけでなく、裁判所と裁判官が協働して、開かれた裁判所をもっとPRする必要があるのではないのでしょうか。それは大変なことだと思いますが、思い切って実行していかないと大きな流れにはならないと思います。

福岡地裁が発行する広報紙もウェブサイトへ掲載してはどうでしょうか。広報活動は、イメージ戦略であり、裁判所のイメージを擦り込んでいくことが重要だと思います。

裁判所見学の来庁者が年々増加傾向にあるとのことですが、増加原因をどのように分析していますか。

裁判員制度が始まり、裁判所に対する国民の方々の関心が高まっていることで、年を経るごとに、見学者の口コミで広がってきているという面もあると考えています。

連日のように、裁判傍聴に来ている人がいるくらい、裁判は傍聴する人を飽きさせないものだと思いますので、労力を費やすことなく、大きな効果を得られるものと思っています。

裁判官として感じていることは、裁判を傍聴する人は増加しており、団体での傍聴も増加しています。最近では、小学校のPTA関係者の傍聴も多く、ある法廷で小学生が一生懸命にメモをとっていましたので、話しかけたところ、喜んでいろいろと質問されたことがありました。裁判所に関心を持つ人が多くなっているのは、広報活動に取り組んできた効果もあると感じています。本日出された意見等を私自身も裁判官として受け止めて、今後の活動に活かしていきたいと思っています。

民事事件を担当する裁判官としては、民事裁判は、刑事事件に比べるとドラマティックな場面はほとんどありませんので、あまり人気はないものと思いますが、裁判官としては、公平中立な立場で審理に臨んでいるところを見てほしいと思います。

5月の憲法週間と10月の法の日週間には、毎年、各1回ずつ広報イベントが開催されているようですが、もっと回数を増やすことはできないのでしょうか。

それ以外にも、夏休み期間中に親子見学会を企画したりしています。ただ、現実的な問題として、担当者の負担も大きく、回数を増やすことは難しいと考えて

います。

裁判傍聴を手伝ってくれるような裁判所外の支援者等はいないのでしょうか。外国の裁判所では、リタイアした人達が案内係的な役割を担っているようです。

裁判所における広報活動の目的等に関する規約などがありますか。裁判所ごとに目的がぶれているようなことはないのでしょうか。本日のテーマについて、どこにポイントを置いて議論する必要があるのか、何を目的としているのかははっきりしていなかったように感じました。

広報活動の目的等に関する規約などはありませんが、広報活動に関する担当者の認識は統一できているものと考えています。貴重な御意見ありがとうございました。今後の運営の参考にさせていただきたいと思います。

(2) 次回委員会（第36回）の予定

ア 日時

平成26年3月24日（月）午後1時30分から午後3時まで

イ テーマ

「被害者配慮制度の運用状況等について」

以 上